

## 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。 ※受給できるのは、どちらか1つの給付金です。

### ○臨時福祉給付金

#### 1. 給付対象者

- ①平成26年1月1日時点で渡嘉敷村に住民登録をされている方
- ②平成26年度の村民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

#### 2. 給付額

給付対象者1人につき 10,000円

※給付対象者のうち、下記に該当する方は5,000円加算されます。

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など



カクニンジャ！

### ○子育て世帯臨時特例給付金

#### 1. 給付対象者

- ①平成26年1月1日時点で渡嘉敷村に住民登録をされている方で、平成26年1月分の児童手当（特例給付含む）を受給している方
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方

※ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護制度の被保護者となっている場合などは、対象外です。

#### 2. 給付額

給付対象児童1人につき 10,000円

### ○申請及び給付時期について

申請の手続き等については、現在準備中です。給付対象の可能性のある方には、8月頃から申請書を送付する予定です。

### ○給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！！

1. 渡嘉敷村や厚生労働省等が給付金支給のために、ATM（銀行・コンビニエンスストア等の現金自動支払機）の操作や手数料等の振り込みをお願いすることは絶対にありません。
2. 渡嘉敷村や厚生労働省等が、電話や訪問で村民の皆様の世帯構成や銀行口座等の個人情報を照会することは絶対にありません。

### ○制度の詳細については・・・



<http://www.2kyufu.jp/>

お問い合わせ

臨時福祉給付金  
子育て世帯臨時特例給付金

総務課 TEL 987-2321  
民生課 TEL 987-2322